

令和3年9月28日

〒742-1401

山口県熊毛郡上関町大字祝島123番地

上関原発を建てさせない祝島島民の会

代表者代表運営委員 清水敏保様

〒730-0012

広島市中区上八丁堀7番16-703号

中国電力株式会社代理人 弁護士 末国陽夫代

電話 082-224-2711

FAX 082-224-2722

(送達場所)

〒753-0048

山口市駅通り二丁目3番18号法曹ビル4階

中国電力株式会社代理人 弁護士 松村和明代

電話 083-922-0415

FAX 083-922-0490

〒730-0853

広島市中区堀町一丁目5番10-302号

中国電力株式会社代理人 弁護士 井上雅文代

電話 082-208-5603

FAX 082-208-5604

貴殿より、2021年9月10日付け「令和3年8月27日付け文書への反論書及び説明要求書」を受領いたしました。これについて、以下のとおりご回答しますとともに、改めて和解の遵守について申し上げます。

#### 1 「5. 貴職らへの説明要求」に対するご回答

- (1) 「①ボーリング調査が何故「有効な公有水面埋立法による免許に基づく工事」にあたるのか。」について

山口地方裁判所平成24年(モ)第36号保全取消請求事件の平成26年6月11日付けの和解(以下単に「和解」といいます。)について、和解条項第2項では「有効な公有水面埋立免許に基づき、適法に埋立てに関する工事を再開したとき」について書かれていますが、当社が今回実施を予定している地質調査を目的とする海上ボーリング調査は公有水面埋立免許に基づく埋立てに関する工事ではなく、先の貴殿宛ての文書でもご説明しましたように、同項ではなく、和解条項第3項の「第1項及び第2項以外の場合」にあたります。

和解条項第3項では「地質、水温、流況その他の項目に関する調査、灯浮標の点検・補修その他同水面の管理・保全に必要な行為」は「本件仮処分決定主文第1項の「債権者の同水面に対する使用」」にあたるとされており、当社が実施を予定しているのは地質調査ですのでこれに該当し、したがって、貴会及び貴会会員らは「漁船、シーカヤック等の船舶を進入・係留させ、あるいは同水面において工事関係船舶及び施設等へ接近、接触及び侵入する等、債権者の同水面に対する使用を妨害する一切の行為」をしてはならないとする本件仮処分決定を遵守すべき義務を負うことになります。

なお、和解条項は貴会及び貴会会員ら並びに当社の双方が詳細に確認して合意に至ったものでありますので、和解条項の読み方についてご不明なところがあれば、まずは貴会ら代理人である本田兆司弁護士にご確認されるよう申しあげます。

- (2) 「②損失補償が支払われていないボーリング調査が何故適法な行為と言えるのか。」について

当社は、海上ボーリング調査の実施について、山口県に対し、一般海域の利用に関する条例に基づき、一般海域の占用の申請を行って許可を得ています。調査地点には「熊毛郡上関町大字長島四代地区」を関係地区とする共第93号共同漁業権が設定されていますので、申請に当たっては、山口県の定めるところにより、利害関係人である漁業権者（山口県漁業協同組合）の同意をいただいているおり、当社は適正な手続を経て作業に着手しています。

また、平成12年4月に当社が漁業権者（現在の山口県漁業協同組合）との間で締結した漁業補償契約において、「地質、水質、流況その他の項目について調査を実施することに同意するものとし、当該調査ならびに発電所の建設および運転に起因する漁業操業上の諸迷惑を受忍する」旨を約定しています。同契約の有効性については、当時の祝島漁業協同組合及び同組合員らが原告となって提起された裁判の判決が確定しています。

なお、2019年12月12日付で上関原子力発電所準備事務所宛てにいただいたご質問についても、これまでも一貫してお答えしているとおり、上関原子力発電所の建設・運転に係る漁業補償契約を締結し、同契約が現在も有効に継続しており、上記判決において同契約の有効性が確認され、すでに解決しているものですので、判決をご確認ください。

## 2 和解の遵守について

上記のとおり、当社がこのたび実施する海上ボーリング調査は和解に含まれており、これまで申し上げているように、貴会及び貴会会員らにおかれましては、和解に基づき、当社が工事施行区域の公有水面において地質等の調査やその他水面の管理保全に必要な行為を行うときは、貴会及び貴会会員らが同水面に船舶を進入・係留させる等当社による同水面の使用を妨害する一切の行為をしないよう

要請します。

なお、「中国電力を威力業務妨害で訴えることもある」とのことですが、当社としては従前から安全に配慮しつつ適正に作業を行っており、そのような行為に及んだことはなく、大変心外です。当職らとしても、今後作業を行う際、当社及び当社の協力会社の社員らに対し、当社が安全に配慮しつつ適正に作業を行っていることを明らかにする等のため、写真や映像を撮影し記録するよう指示していますので申し添えます。